

一 夜勤の務一日ニ付三分ノ分増ニスルコト
 一 残業分増ニ一時間ニ付三分ノ分増ニスルコト
 一 書勤十二時間ノモノヲ十一時間判ニスルコト
 一 住宅任居資格者ニシテ任居不可能ノ場合ハ住宅費ヲモトメ
 一 今令嘆願ノ回答ハ三日以内ニセヨシ度キコト
 一 相埒考案ヲ以テ三菱製紙従業員ノモテ但減スルニ及会ノ
 一 負一因ヨリ嘆願仕マヌ也
 大正十四年八月三十日 王友會公費

三菱製紙株式会社 高砂工場長
 二國 三樹 三政

佐野 遠大
 中野 元
 前橋 大
 石橋 大
 高橋 大
 富田 大

別紙 徴文宮 (青色紙ヲ用テ撰テオカセ)

徴!!!

奮起!!! 奮起!!!

我等ノ同志ガ悲壯ナル
 此路ノ道ヲ断ルナリ

八月三十日午前十時

臨時總會

於公會堂

此の不運有リ同志ノ為
 一 片ノ涙を是レナリ